○東京藝術大学芸術情報センター運営委員会アートD X 横断領域 専門部会要項

令和5年5月31日 運営委員会承認

改正 令和5年10月26日

(設置)

第1条 東京藝術大学芸術情報センター運営委員会(以下「運営委員会」という。) にアートDX横断領域専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。 (任務)

- 第2条 専門部会は次の各号に掲げる事項を審議するものとする。
 - (1)芸術未来研究場アートDX横断領域における全学的な研究及び事業並びに教育プログラム(社会人向けの教育を含む。)の企画立案及び運営に関する事項
 - (2) その他、アートDX横断領域の目的を達成するために必要な事項
- 2 専門部会は、審議した結果を運営委員会へ報告するものとする。 (部会長)
- 第3条 専門部会に部会長を置き、アートDX横断領域長をもって充てる。
- 2 部会長は、専門部会を招集し、議長となる。

(組織)

- 第4条 専門部会は、部会長のほか、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長 (デジタル推進担当)
 - (2) 芸術情報センター長
 - (3)美術学部専任教員から所属部局長の同意を得て部会長が指名する者 若干名
 - (4) 音楽学部専任教員から所属部局長の同意を得て部会長が指名する者 若干名
 - (5) 映像研究科専任教員から所属部局長の同意を得て部会長が指名する者 若干 名
 - (6) 演奏芸術センター専任教員から所属部局長の同意を得て部会長が指名する者 若干名
 - (7) 芸術情報センター専任教員から所属部局長の同意を得て部会長が指名する者 若干名
 - (8) 芸術情報センター特任教員のうちアートDX横断領域を担当する者
 - (9) 企画総務課長
 - (10) 企画総務課企画政策係長
 - (11) その他、部会長が必要と認める者 (会議)
- 第5条 専門部会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 部会長に議決に関する委任状を提出した委員は、出席したものとみなす。 (議決)
- 第6条 専門部会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 2 議決において可否同数の場合は、部会長が決するところによる。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、その

意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要項は、令和5年6月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、令和5年11月1日から施行する。